

【K-032号】 加入者登録情報変更届(第2号被保険者用) 記入要領

③ (6) 掛金額区分・掛金額の変更

- ・掛金額区分「納付月と金額を指定して納付」は、企業年金制度等の加入状況コードが「00：他に企業年金制度なし（厚生年金にのみ加入）」の方のみ選択可能です。
この場合は、「加入者月別掛金額登録・変更届（K-030号）」を合わせて提出してください。
- ・掛金額の変更は、1年（1/26引落（前年12月分）～12/26引落（11月分））に1回のみ可能です。
※掛金引落日について、26日が休業日の場合は、翌営業日となります。
- ※掛金額変更理由が「被保険者種別変更」、「拠出限度額変更を伴う企業年金制度等の加入状況変更」、「企業年金制度等の事業主掛金額の増減に伴う変更」、「iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の事業主掛金額の増減に伴う変更」の場合は、変更回数にカウントしません。
- ・毎月の掛金額は、5,000円～拠出限度額（ご自身の企業年金制度等の加入状況、企業型確定拠出年金の事業主掛金額および確定給付企業年金等の他制度掛金相当額に対応する拠出限度額）まで指定できます。
※事業所がDeCo+（中小事業主掛金納付制度）を実施している場合、1,000円から指定できますが、加入者掛金と事業主掛金の合算で5,000円以上必要です。
- ・掛金額は1,000円単位で指定してください。
- ・iDeCo+（中小事業主掛金納付制度）の対象の方は、事業主掛金を含めない金額を記入してください。

拠出限度額は企業年金制度等の加入状況コード、企業型確定拠出年金の事業主掛金額および確定給付企業年金等の他制度掛金相当額によって異なります。
※企業年金制度等の加入状況コードは、別紙「iDeCo（個人型確定拠出年金）」への加入資格、拠出限度額、「企業年金制度等の加入状況」の確認（K-033号）」をご確認ください。

① 拠出限度額：23,000円
00：他に企業年金制度なし（厚生年金にのみ加入）

- ② 拠出限度額：下表のとおり
- 01：企業型確定拠出年金（確定給付型の企業年金併用含む）
 - 02：確定給付型の企業年金
 - 50：国家公務員共済組合員（長期）
 - 51：地方公務員共済組合員（長期）
 - 52：私立学校教職員共済制度（長期）
 - 53：企業型確定拠出年金および私立学校教職員共済制度（長期）

各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額 および 確定給付企業年金等の他制度掛金相当額	個人型年金の拠出限度額
35,000円未満	20,000円
35,000円以上	月額55,000円-(各月の企業型確定拠出年金の事業主掛金額+ 他制度掛金相当額) 例)55,000円-50,000円=5,000円

ご確認ください

【注意事項】

- 訂正は、訂正部分を二重線で抹消し、修正部分の周囲余白に訂正事項をご記入ください。
- 太枠内に必要事項をボールペンではっきり、わかり易く記入してください。
- 記入内容に不備があった場合は手続きが遅延することがあります。
- 変更完了をお知らせする通知はありません
- (1)～(6)の該当する「届出内容」をすべて選択（冒頭の□にレ点を記入）のうえ、右欄太枠内に必要事項を記入してください。
- 被保険者種別が第2号被保険者から第1号被保険者、第3号被保険者、任意加入被保険者になった方は、こちらの届書ではお手続きいただけません。

【掛金額区分・掛金額の変更】

- 掛金額は、書類を受付した翌月～翌々月からの変更となります。
- 原則として毎月の掛金額は1 / 2 6引落（前年1 2月分）～1 2 / 2 6引落（1 1月分）に
1回のみ変更可能です。
但し、種別変更や勤務先での企業年金制度等の変更により、拠出限度額が増額または減額した場合は、掛金額の変更を行っても、年1回の変更には含みません。
既に同年内に掛金額変更を行っていた場合でも申請可能です。